

用法が異なりうる用語、記録項目の違い (1) 調達仕様書、住基システム基本要件書

資料 4

No.	使用される用語	意味するもの	資料上の関連項目	懸念点・必要な検討・関連論点	要望または各自治体・ベンダの現状
1	住民コード 宛名番号 宛名コード 個人番号 住記個人番号	市町村（住民記録システム上）で付与される個人を特定する番号。国から配布されるマイナンバーとは別のもの。	・調達仕様書別添 1-1「住民記録システム基本要件書 項目26 ・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1) 住民基本台帳ファイル 項目 1, 3	使用する用語の統一	住記個人番号を使用している
2	個人番号 制度個人番号 マイナンバー	国が配布するマイナンバー	・調達仕様書別添 1-1「住民記録システム基本要件書 項目26 ・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1) 住民基本台帳ファイル 項目 1, 3	使用する用語の統一	制度個人番号を使用している
3	世帯番号 世帯コード	市町村が付与した世帯を特定する番号	・調達仕様書別添 1-1「住民記録システム基本要件書 項目26 ・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1) 住民基本台帳ファイル 項目 4	・使用する用語の統一 ・桁数やチェックデジットなどの附番体もベンダ毎に考え方が異なると思われるため、標準システム構築にあたって留意。	
4	事務区 行政区 自治会 町内会 (支所コード) (行政コード) (自治会コード)	市町村内を複数の「事務区」に区切っているもの	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1) 住民基本台帳ファイル 項目 5, 7	・使用する用語の統一 ・昭和の市町村合併で、旧自治体毎に区分されている場合もあり、呼称も範囲も市町村によって区分されており、統一性はない。(自治会や町内会によっては町内会や組と呼ばれる等) ・管理上はコードを使用している自治体もある。	行政区のほか、支所や連絡所の管轄区域を分けるために支所コード（パッケージシステム上は行政区コードという項目名で管理）を持っている
5	住所コード	住所地をシステム上管理するためのコード	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1) 住民基本台帳ファイル 項目 6	・住所コードに関してベンダ間の相違はないが、市町村コードを含んでいる場合と含まない場合がある。コード体系も異なる場合がある。	
6	住所	住所		大字住所のみを示すのか、都道府県や番地、方書も含むのか否か異なる	
7	前住所	要整理、明確化	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1) 住民基本台帳ファイル 項目 43, 48	・住民票に印字する前住所の内容が異なる場合どう整理するか。 ・市内転居などの場合、直前の住所であったり、その市外からの転入前の住所を保持しているケースなどもあることから、システム仕様の統一性の観点から検討を希望する。 ・改製した場合の前住所の取り扱いに相違あり。新たに調整した住民票の前住所には次の2パターンある。 ①現住所が転居を伴って居住した場合は、直前の住所を前住所とする。 ②現住所が転居に関わらず直前の住所を前住所とする。 例) 改製前の現住所の動き A市から、B市のC町に転入、D町に転居、住居表示によりE町になった場合、次の内容が新しく調製された住民票の前住所となる。 ①C町 ②D町 2. 広域交付住民票 広域交付住民票の前住所は「転入前の住所」を示し上記1. の場合前住所はA市のまま。 方書を分ける必要は無い	<印字の場合分け例> ・住所地市町村への転入前の住所を印字する。 ・転居していれば、転居前の住所を印字 ・住居表示実施に伴う住居地を異動していない場合の住所は印字しない
8	前住所欄異動年月日、前住所欄届出年月日、前住所欄事由、前住所国籍		・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1) 住民基本台帳ファイル 項目 49~51、104	ベンダによっては保持していない	
9	地番ビット、棟、番地、号、号枝番、号小枝番	地番を数値で保持するベンダが使用する符号	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1) 住民基本台帳ファイル 項目 10~15	・何に使われる項目なのか不明確。 ・地番を数値以外で保持しているベンダは使用していないため、標準化の際はこの項目を使用するかは要検討。	
10	住居表示 区画整理 地番変更		・調達仕様書別添 1-1「住民記録システム基本要件書 項目17、146、154関連	用法が異なりうる	
11	履歴作成事由	住民の異動の履歴が作成された異動事由（転居、世帯主変更、転出等）	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1) 住民基本台帳ファイル 項目 21	・この「履歴作成事由」の異動日や届出日を管理する項目はあるか。 ・履歴作成事由には、本籍、筆頭者、氏名、性別変更等をした異動日とその届出日、住居表示実施日、「異動日」「届出日」等を含むべき	
12	住民異動の履歴	要整理、明確化	・調達仕様書別添 1-1「住民記録システム基本要件書 項目28	・住民異動届（異動した内容）なのか、異動当時の住民票なのか。	

No.	使用される用語	意味するもの	資料上の関連項目	懸念点・必要な検討・関連論点	要望または各自治体・ベンダの現状
13	異動履歴検索、交付履歴検索、学区検索	異動履歴検索、交付履歴検索、学区検索	・調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目28-30		・これらは全て「～検索」ではなく、「～照会」という用語にするのが妥当。
14	<日本人の場合> 氏名漢字/漢字氏名/氏名 カナ氏名/氏名カナ/かな氏名/氏名かな 正字氏名漢字/正字氏名カナ <外国人の場合> 外国人の氏名漢字/外国人の漢字氏名/外国人の氏名 アルファベット氏名/ カタカナ表記名/カタカナ併記名 本名カナ氏名/本名漢字氏名 通称名カナ/通称名漢字	登録者の名前（漢字・カナ） 各用語と意味を要整理、明確化	・調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目26、140 ・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1)住民基本台帳ファイル 項目28、29、54、121～126	<漢字氏名について> ・日本人の場合は表記を統一すればよい。 ・外国人の場合、アルファベット氏名：パスポートに記載されている名前、併記名：アルファベット氏名に並記された名前（中国や韓国の方が対象）、通称名：日本で生活する上で使用している名前と想定。用語・用法を統一・整理する。 ・正字氏名を本名と別に管理しているのは、外登法時代の名残か？ <かな氏名について> ・J-LIS住基ネットシステムの氏名かなはひらがなだが、地域情報プラットフォーム標準仕様ではカタカナということもあり、ベンダ毎に保持の仕方は異なると思われる。整理・統一する。	
15	国外 海外	日本国外		日本以外からの転入等の場合の項目に使用される可能性あり。 要統一。	
16	氏名優先フラグ 送付コード		三鷹市特定個人情報保護評価書p.42 別添2「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1)住民基本台帳ファイル 項目127	通知書等に本名を記載するか通称名を記載するかの情報と想定 証明には外国人氏名はすべて記載し、郵送物の宛名に限って、本人の希望に応じて本名のみ、通称のみを選択できるように、「送付コード」を使用している自治体もある。	
17	生年月日等		・調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目26 ・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1)住民基本台帳ファイル 項目30	生年月日等、年月日を管理するものについては西暦、和暦のどちらを使用するか、西暦で管理し、和暦を印字する場合は、元号の変わり目での処理を判断する必要がある。	
18	続柄コード	続柄を管理するコード	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1)住民基本台帳ファイル 項目34	元号	
19	住民種別	日本人・外国人の区分	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1)住民基本台帳ファイル 項目36	機能実現のため本当に必要か。	
20	増減区分	増減区分	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1)住民基本台帳ファイル 項目37	機能実現のため本当に必要か。 ベンダによっては保持していない 記録方法が異なると思われる。	
21	世帯主表示	児童養護施設入居者の住民票に世帯主を非表示とするための情報	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1)住民基本台帳ファイル 項目38	ベンダによっては保持していない	
22	転出先住所漢字		・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1)住民基本台帳ファイル 項目52	ベンダによっては転出届け受理時点と転入通知を受理後確定した転出先の両方を保持している場合がある。何れを設定するかについて相違が発生する。 方書を分ける必要は無い	どちらの時点の転出先を設定するか統一する。 方書を分ける必要が無いか検討する。
23	転出先住所カナ、転出先異動年月日不詳フラグ		・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1)住民基本台帳ファイル 項目53、56	ベンダによっては保持していない	
24	転出先欄異動年月日、転出先欄届出年月日	要整理、明確化	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1)住民基本台帳ファイル 項目56、57	ベンダによっては転出届け受理時点と転入通知を受理後確定した転出先の両方を保持している場合がある。何れを設定するかについて相違が発生する。	どちらの時点の転出先を設定するか統一する。（転出先住所漢字と同じ整理にする）
25	転出先事由	内容要整理	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1)住民基本台帳ファイル 項目58		事由の内容の認識を合わせる必要がある。
26	転出確定まで残存世帯員とともに世帯連記式で出力できること	転出確定まで残存世帯員とともに世帯連記式で出力できること	調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目52「転出予定」	並び順の記載がないため、並び順についてベンダごとに違いが生じる。	
27	再転入者	要整理、明確化	調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目74、81関連	用法が異なりうる	
28	転出予定者	要整理、明確化	調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目88「印鑑資格の回復」の項	転出予定者というのは、転出届入力後から転出異動日前日までか、それとも転入通知処理を行うまでか。	現行システムでは「転出取消」の語を行っている。職員間で使い方がまちまちなので、必要な場合は確認して対応している。
29	転出取消	要整理、明確化	調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目86～88の「業務区分」	ベンダーによっては「転出取消」という語を用いているところと、「回復」という語を用いているところがある。	現行システムでは「転出取消」の語を使っている。（※理由のところは電話で確認して補足）職員間で使い方がまちまちなので、必要な場合は確認して対応している。

No.	使用される用語	意味するもの	資料上の関連項目	懸念点・必要な検討・関連論点	要望または各自治体・ベンダの現状
30	転出確定	要整理、明確化	調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目89~93の「業務区分」	項目91の「CSからの転入通知情報が無い場合も、転出確定処理が行えること」という文言からすると、転入通知処理の事務のことを指しているのか。 「受理通知」等の同意語が使用されることもある	現行システムでは、転出予定日到来の処理は行わない。転出入力時に転出日が先でも削除する。印鑑の除現票もこの時点で出力する。印鑑証明書は前日まで発行。住民票は前日まで住民票で発行する。H23までの前システムを知らない職員にとっては死語である。
31	転入通知の自動登録	要整理、明確化	調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目92「CSからのデータ自動取り込み」	どこまでの自動登録になるのか	
32	付記転出フラグ	付記転出フラグ	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1)住民基本台帳ファイル 項目59	ベンダによっては異動事由の中に保持している場合あり 記録項目が異なると思われる	
33	改製			自動改製のタイミングが異なる ・行数に達したら改製 ・記載できない場合に改製	
34	メモ付記備考	メモ情報	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1)住民基本台帳ファイル 項目75 等	・設定されているデータが異なる(データ項目としては、登録年月日、メモ文言、重要なメモか否かの区分、登録者氏名の登録が可能) ・個人の携帯電話番号が設定されている ・DV被害者である旨が設定されている ・次回の来庁予定日が設定されている ・窓口対応時の注意事項が設定されている など ・住民票への記載項目であったり、単にメモであったりと定義が曖昧。 備考に関して使用方法が異なる 例1) 住民票の修正前後の情報を全て記載 ○月○日 届出により氏名を田中 一郎から佐藤 一郎に変更 例2) 住民票の修正した項目を記載 ○月○日 届出により氏名を変更	システム仕様の統一性の観点から検討を要望する。
35	備考入力管理事項管理		調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目21	あらかじめ登録した備考文を「印字する」とはどういったケースか	
36	備考記載年月日実出力フラグ		・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1)住民基本台帳ファイル 項目73	ベンダによっては保持していない。 記載年月日を印字しないフラグですか？証明交付するときに交付したくない備考を判断するフラグは不要でしょうか。	
37	処理日 登録日 更新日 入力日 記載日	要整理		自治体ごとに使用する意味が違う。	システム変更の際のデータ移行に大きな影響を及ぼすため、システム仕様の統一性の観点から検討を希望する
38	除票日 消除日 住民でなくなった日	要整理		自治体ごとに使用する意味が違う。	システム変更の際のデータ移行に大きな影響を及ぼすため、システム仕様の統一性の観点から検討を希望する
39	異動事由	内容について要整理		履歴なしの修正や戸籍異動に伴う訂正の異動事由名 転入(国内、国外、全部、一部)、転出(国内、国外、全部、一部)、職権修正、氏名修正、住所修正等、異動事由名称が一致していない部分や、名称は一致しているが内容が違うものがあり、ベンダ毎に考え方は異なると考えます 自治体ごとに使用する意味が違う	事由名称および内容の整理・統一が必要。 システム変更の際のデータ移行に大きな影響を及ぼすため、システム仕様の統一性の観点から検討を希望する。
40	消除区分	内容について要整理	調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目26	用語の定義や記録項目の違いがあると考えます。保存期限切れ削除データに対して、物理削除とするか、区分を設け論理削除とするかなど自治体・ベンダ毎に考え方は異なると考えます。	
41	法務省通知自動更新	法務省からの在留資格等情報を自動更新すること。自動更新した場合、各項目ごと変更前と変更後の内容を記載したリストを出力すること。	調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目36	自動更新とは、一括なのか、1件1件なのか 担当所管の変更により、出入国在留管理庁通知となったが、ベンダ毎に対応方針が異なる考えられる。	
42	異動入力抑止	個人単位で異動入力を不可とする抑止設定および解除が可能であること。当該個人または世帯について照会、異動処理を行う際、アラート表示がなされること。	調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目40	抑止の範囲(警告して進めるのか、異動ができなくなるのか)	
43	除対象者記載	世帯票の場合と同様に、除になった世帯構成員も画面表示できること	調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目45	「世帯票の場合と同様に」とあるが、世帯票の場合の要件記載がないため、何を示しているのか明確でない。	
44	消除理由、改製理由	除かれた住民票や改製された住民票の写しを発行する際に、備考欄に記載される理由	調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目53、55関連	住民記録の実務では、転出欄に「○年○月○日死亡」備考欄に「○年○月○日戸籍届出により消除」ではないのですね。職権消除も同じですね。職権消除の入力や除票発行が大変そうですが実際どうでしょうか？ 改製理由とはどのような内容か	現行システムでは死亡、職権消除では転出欄に記載している。

No.	使用される用語	意味するもの	資料上の関連項目	懸念点・必要な検討・関連論点	要望または各自治体・ベンダの現状
45	入力確認票	要整理	調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目67	入力確認票とは何か。住民異動届でよいのか。	
46	審査・決済機能	異動入力した情報は仮登録状態とし、審査、決済により本登録されること。仮登録状態では異動処理・証明発行・他業務（住基ネット等）連携が抑止されること。未決済一覧を画面に表示し、該当者を選択できること。未決済一覧は全市、入力支所毎に一覧表示・決済ができること。	調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目68	仮登録→審査・決済という実務の流れが同じであるか確認。 同じであれば、仮登録機能と審査・決済機能のどちらをつけるか要整理	当社では審査・決済に対して仮登録（一時保存）で実施している。
47	方書同一性確認	方書の異なる世帯の合併の際には、確認メッセージが出力できること。	調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目102	確認メッセージとなっているということは更新できるということか。附票通知の事由、詳細事由はどのようになっているか。住所が変わる人の異動届を漏らすことはないか。 世帯合併については、本来は同一住所の場合に可能な手続きである。想像だが、 ・住所が一致しない場合でも、町字・地番は一致するが方書が一致しない場合は世帯合併を受け付ける。 ・町字・地番は一致するが、方書が一致しない場合は確認メッセージを出力するという要件ではないか。	
48	世帯一部変更		調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目107～109の「業務区分」	「世帯員変更」等の同意語が使用されることもある	
49	現存者確認	現存者かどうかのチェックを行えること。	調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目116	どういった機能か。	
50	備考欄入力	記載理由の備考記載入力ができること。	調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目117	どういった機能か。	
51	軽微な修正	続柄を除く軽微な修正ができること。	調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目124	住基ネットCSで「軽微な修正」の用語が用いられており、誤記や氏名漢字の訂正等で、公的個人認証を発行済の場合で住民の都合でなく4情報を修正する際に、公的個人認証を失効させない対応をとるために、自治体職員様にデータ修正時に本事由を選択し設定いただいています。「軽微な修正」の用語の扱いとしては、住基ネット仕様に合わせた使い方をするとして統一・標準化するのが妥当かと思われます	
52	上書き修正	全ての項目について履歴を残さない上書き修正ができること。また、修正内容によって住基ネットへの連携を制御できること。	調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目126	住基ネットでは中間サーバを設置している場合も多数あります。しかし広域交付の要求には中間サーバで対応していると思っています。また4情報以外も項目を修正してCSに送信しても更新しないのですが、ここではどういう事象を想定され連携の制御とされているのでしょうか？	
53	職権回復		調達仕様書別添1-1「住民記録システム基本要件書 項目127～129の「業務区分」	職権消除によって除になった人の回復という認識でよいのか。	
54	生年月日のみなし入力		調達仕様書別添1-3「住民記録システム個別カスタマイズ要件 項目11		弊社では「生年月日のみなし入力」という言葉は初見である。
55	選挙搭載年月日、選挙投票区、印鑑番号、印鑑登録年月日、印鑑廃止年月日		・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」（1）住民基本台帳ファイル 項目60、61、76-78		選挙関係は別システムとなっていることが多く、住民記録単体では保持していない。
56	個人方書漢字、個人方書カナ	要整理	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」（1）住民基本台帳ファイル 項目62、63	用途不明。要否や用途を整理する。	通常、世帯主の方書と同一であり、別途個人では管理していない。
57	コメント、コメント漢字、コメント漢字2、コメント漢字3、外国人日本人のみ世帯区分、併記名開始日、併記名終了日	要整理	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」（1）住民基本台帳ファイル 項目64～67、142-144	ベンダによっては保持していない	
58	世帯内グループ 家族グループ	要整理	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」（1）住民基本台帳ファイル 項目68	用途不明。要否や用途、用語を整理する。	
59	不受理年月日	要整理	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」（1）住民基本台帳ファイル 項目69	用途不明	
60	除票所属、改製所属、転出所属	要整理	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」（1）住民基本台帳ファイル 項目79、82	版数管理以外に所属を区分するものがあるのか。 用語・用法に差がある可能性があるため、要整理	

No.	使用される用語	意味するもの	資料上の関連項目	懸念点・必要な検討・関連論点	要望または各自治体・ベンダの現状
61	除票年度、除票番号、改製所属、改製年度、改製番号、転出年度、転出番号、異動届書年度、異動届書番号、主なし世帯表示、住民票区分、不備表示、世帯内順位、日本人住民となった事由、日本人となった届出年月日、日本人住民となった年月日、日本人住民でなくなった事由、日本人住民でなくなった届出年月日、日本人住民でなくなった年月日、許可書類、許可年月日、住民票コード個人認証フラグ、住民票コード自動配番ビット、印鑑登録フラグ、住定届出通知区分、住民となった届出通知区分	要整理	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1) 住民基本台帳ファイル 項目 80、81、83、84、86、87、89-91、93-95、105-110、112、113、129-133	用語・用法に差がある可能性がある所以要整理	
62	異動届書所属	要整理	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1) 住民基本台帳ファイル 項目 88	届書の何を管理しているのか 用語・用法に差がある可能性があるため、要整理	
63	業務委託世帯表示	要整理	・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1) 住民基本台帳ファイル 項目 92	何に使われているのか 用語・用法に差がある可能性があるため、要整理	
64	住民票発行停止フラグ、住民票異動停止フラグ		・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1) 住民基本台帳ファイル 項目 96、97	ベンダによっては発行・異動停止を期間で保持している	
65	公的個人認証フラグ、公的個人認証開始年月日、公的個人認証終了年月日、公的個人認証コメント		・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1) 住民基本台帳ファイル 項目 134-137	用語・用法に差がある可能性がある所以要整理	公的個人認証の情報はデータ連携されないため、本情報を住民記録の情報として管理するには入力が必要
66	DVフラグ		・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1) 住民基本台帳ファイル 項目 138	DVの支援者としての管理は各ベンダは実施済み。 但し、DV支援者に対するシステム上の対応については異なると想定。 例) 現住所を照会不可とする。 照会や証明書の発行段階でアラートを表示する。 特定の権限を付与された職員のみ参照可能	
67	DV開始年月日、DV終了年月日		・「三鷹市特定個人情報ファイル記載項目」(1) 住民基本台帳ファイル 項目 139、140	ベンダによっては開始、終了の期間を設けていない可能性あり	
68	自治体クラウド	要整理	調達仕様書p.4「はじめに」	自治体への調査において多くの類型が存在する	別添図のように整理したい
69	制度改正・法改正等	要整理	調達仕様書 p.5「2. 全体概要と目的」	制度改正や法改正等は12.3パッケージ保守要件と絡む部分であるため、調達仕様書を標準化する際は、基本保守要件に包含されるよう促したい。	「制度改正や法改正等(以下「法制度改正」という)」とし、制度改正や法改正等が基本保守要件に包含されるよう促したい。
70	WEBシステム	要整理	調達仕様書p.6「4.3 システム導入にあたっての基本方針」	一部事業者では、IE、Edge等で対応せず、WEB(オンラインシステムを稼働させるのに端末(クライアント)側に資産を持たせない仕組み)に準じるシステムがある。	WEBシステム(もしくは、端末にプログラム資産を持たせない方式)に変更したい。
71	データの関連性(レコードの生成方法)			記録項目の違いに加えて、データの関連性(レコードの生成方法)についても定義が必要。	帰化や国籍取得では、処理実行のタイミングで2レコード生成する。 1レコード目は外国人減(職権削除)で、2レコード目は日本人増(帰化)である。

事業者が想定しているクラウド利用形態（一例）



※出展元：NEC自治体クラウドの考え方

用法が異なりうる用語、記録項目の違い（2）本人確認情報ファイル

No.	項目名	ベンダ毎に 用法が異なり うる	相違内容
1	住民票コード		
2	漢字氏名		
3	外字数（氏名）	○	ベンダによっては保持していない。
4	ふりがな氏名	○	カタカナからひらがなへの変換仕様で相違が発生。住民基本台帳ネットワークの仕様でひらがな化したものであれば問題なし。
5	清音化かな氏名	○	清音化の変換仕様で相違が発生。住民基本台帳ネットワークの仕様でひらがな化したものであれば問題なし。
6	生年月日		
7	性別		
8	市町村コード		
9	大字・字コード		
10	郵便番号		
11	住所		
12	外字数（住所）	○	ベンダによっては保持していない。
13	個人番号		
14	住民となった日		
15	住所を定めた日		
16	届出の年月日		
17	市町村コード（転入前）		
18	転入前住所		
19	外字数（転入前住所）	○	ベンダによっては保持していない。
20	続柄		
21	異動事由		
22	異動年月日		
23	異動事由詳細		
24	旧住民票コード		
25	住民票コード使用年月日	○	ベンダによっては保持していない。
26	依頼管理番号	○	ベンダによっては保持していない。
27	操作者ID		
28	操作端末ID		
29	更新順番号	○	設定する仕様について相違発生する。
30	異状時更新順番号	○	設定する仕様について相違発生する。
31	更新禁止フラグ	○	設定する仕様について相違発生する。
32	予定者フラグ		転出予定者で有れば相違は発生しない。
33	排他フラグ	○	設定する仕様について相違発生する。
34	外字フラグ		一部自治体では使用していない
35	レコード状況フラグ	○	設定する仕様について相違発生する。
36	タイムスタンプ		一部自治体では使用していない

用法が異なりうる用語、記録項目の違い（3）送付先情報ファイル

No.	項目名	ベンダ毎に 用法が異な りうる	相違内容
1	送付先管理番号		
2	送付先郵便番号		
3	送付先住所漢字項目長	○	ベンダによっては保持していない。
4	送付先住所漢字		
5	送付先住所漢字外字数	○	ベンダによっては保持していない。
6	送付先氏名漢字項目長	○	ベンダによっては保持していない。
7	送付先氏名漢字		
8	送付先氏名漢字外字数	○	ベンダによっては保持していない。
9	市町村コード		
10	市町村名項目長	○	ベンダによっては保持していない。
11	市町村名		
12	市町村郵便番号		
13	市町村住所項目長	○	ベンダによっては保持していない。
14	市町村住所		
15	市町村住所（外字数）	○	ベンダによっては保持していない。
16	市町村電話番号		自治体によっては使用していない
17	交付場所名称項目長	○	ベンダによっては保持していない。
18	交付場所名		
19	交付場所名（外字数）	○	ベンダによっては保持していない。
20	交付場所郵便番号		自治体によっては使用していない
21	交付場所住所項目長	○	ベンダによっては保持していない。
22	交付場所住所		
23	交付場所住所外字数	○	ベンダによっては保持していない。
24	交付場所電話番号		
25	カード送付場所名項目長	○	ベンダによっては保持していない。
26	カード送付場所名		
27	カード送付場所名外字数	○	ベンダによっては保持していない。
28	カード送付場所郵便番号		
29	カード送付場所住所項目長	○	ベンダによっては保持していない。
30	カード送付場所住所		
31	カード送付場所住所外字数	○	ベンダによっては保持していない。
32	カード送付場所電話番号		
33	対象となる人数		
34	処理年月日		
35	操作者ID		

No.	項目名	ベンダ毎に 用法が異なりうる	相違内容
36	操作端末 I D		
37	印刷区分		
38	住民票コード		
39	氏名漢字項目長	○	ベンダによっては保持していない。
40	氏名漢字		
41	氏名漢字外字数	○	ベンダによっては保持していない。
42	氏名かな項目長	○	ベンダによっては保持していない。
43	氏名かな		一部自治体ではカタカナで管理
44	郵便番号		
45	住所項目長	○	ベンダによっては保持していない。
46	住所		
47	住所外字数	○	ベンダによっては保持していない。
48	生年月日		
49	性別		
50	個人番号		
51	第 3 0 条の 4 5 に規定する区分		
52	在留期間満了の日		
53	代替文字氏名変換結果	○	代替文字の仕様に相違発生する。
54	代替文字氏名目長	○	代替文字の仕様に相違発生する。
55	代替文字氏名	○	代替文字の仕様に相違発生する。
56	代替文字住所項目長	○	代替文字の仕様に相違発生する。
57	代替文字住所	○	代替文字の仕様に相違発生する。
58	代替文字	○	代替文字の仕様に相違発生する。
59	代替文字住所位置情報	○	代替文字の仕様に相違発生する。
60	外字フラグ		
61	外字パターン	○	外字パターンの仕様により相違発生。

(4) 追加を検討する項目

No.	項目名	追加すべき場所	不足内容の説明、追加すべき理由
1	国民健康保険の資格	住基台帳	住民票、転出証明書に記載する項目として存在するのであれば、これらの項目が必要。
2	国民健康保険の退職区分	住基台帳	
3	国民年金の種別	住基台帳	
4	児童手当の有無	住基台帳	
5	介護保険の有無	住基台帳	
6	後期高齢者医療保険の有無	住基台帳	
7	交付識別コード	住基台帳	住民票の写しの広域交付の際に交付の可否を識別する情報
8	地番文字	住基台帳	地域によっては、地番の先頭に「甲、乙、丙・・・」を使用している場合があり、必ずしも数値と「番」「番地」「号」「棟」のみでは表現不可。 また、地域によっては「無番地」「未不定号」等を使用している場合あり。
9	氏名カナフラグ	住基台帳	外国人の氏名フリガナは本人申出で記録するようにするが、法務省通知で氏名変更により異なる氏名が通知されてきた場合は、本人確認ができていないため、証明上非表示とするためフラグ管理をしている。
10	履歴連番	住基台帳	住民基本台帳の履歴を管理する連番
11	住基カードおよび個人番号カードの情報	住基台帳	転出証明書に印字している。
12	住民でなくなった事由	住基台帳	「転出」、「死亡」、「失踪宣告」「職権消除」など。（「住民となった事由」は三鷹市項目にも含まれている）
13	配給	住基台帳	法に記載があるため、項目として管理している。（住民票の記載事項）第七条十二 米穀の配給を受ける者。
14	尿尿、じん芥	住基台帳	使っている地域がある。
15	成年被後見人区分	住基台帳	本人が届出できないため、それを検知できるよう管理
16	外国人の転入前通称履歴	住基台帳	三鷹市項目に含まれていないため、項目名が異なるもしくは記録していないと考えられる。
17	公称住所または通称住所	住基台帳	現在弊社パッケージシステム構築中の自治体様で、これを管理している自治体様があり、カスタマイズにて対応している。

No.	項目名	追加すべき場所	不足内容の説明、追加すべき理由
18	旧氏、旧氏カナ	住基台帳	11/5より法改製により、項目が追加になる。
19	未届地	住基台帳	転入前住所の未届地。転入通知および19条4項通知の送付に必要
20	世帯代表電話番号	住基台帳	補足情報としてシステムに記録している市町村様もあり。
21	個人電話番号	住基台帳	補足情報としてシステムに記録している市町村様もあり。
22	漁業選挙区	住基台帳	
23	農業選挙区	住基台帳	現在は使用していないが、過去データあり。
24	郵便番号バーコード	住基台帳	
25	転入前（最終住民記録地）住所	住基台帳	
26	生年月日不祥時の記載事項	住基台帳	例："令和元年5月中旬ごろ死亡"などの日本語
27	和暦生年月日	住基台帳	
28	あいまい検索用ふりがな	住基台帳	
29	方書（住民管理、住民票管理外）	住基台帳	
30	コメント数値、カタカナ、コード	住基台帳	それぞれ3種類以上
31	異動日	住基台帳	異動ごとの項目
32	届出日	住基台帳	異動ごとの項目
33	異動事由	住基台帳	異動ごとの項目
34	異動届出区分	住基台帳	異動ごとの項目
35	一部異動／全部異動区分	住基台帳	異動ごとの項目
36	地区（業務区、行政区、町内会、 管轄区、民生委員区、その他1～ 5）	住基台帳	表示の地区名称は設定可能とします
37	学校区（小学校、中学校）	住基台帳	
38	選挙区（公選、海区、農業区）	住基台帳	
39	住民票ページ番号	住基台帳	
40	通称記載日	住基台帳	外国人項目
41	通称記載自治体コード	住基台帳	外国人項目

No.	項目名	追加すべき場所	不足内容の説明、追加すべき理由
42	通称削除日	住基台帳	外国人項目
43	通称削除自治体コード	住基台帳	外国人項目
44	通称記載区分	住基台帳	外国人項目
45	カタカナ表記	住基台帳	外国人項目
46	カタカナ表記記載区分	住基台帳	外国人項目
47	外国人異動事実	住基台帳	外国人項目（市町村連携項目）
48	外国人異動事由	住基台帳	外国人項目（市町村連携項目）
49	在留期間の満了の日	住基台帳	外国人項目
50	利用者証明用電子証明書シリアル番号	住基台帳	コンビニ証明用
51	旧氏漢字	住基台帳	
52	旧氏カナ	住基台帳	
53	旧氏ローマ字	住基台帳	
54	旧氏削除区分	住基台帳	
55	氏名ローマ字	住基台帳	
56	通称名ローマ字	住基台帳	
57	ローマ字氏名更新フラグ	住基台帳	
58	未登録者	住基台帳	未登録者という住民登録外者とは異なった宛名を登録している（自市町村にはいないが、資格等を管理するための宛名）
59	特別居住世帯	住基台帳	施設等に居住している住民（家族ではないが1つの居住地で生活している）に対して、1つの世帯番号で管理できるように特別居住世帯という区分を設定している。
60	桁あふれ氏名	本人確認情報	
61	桁あふれ氏名確認区分	本人確認情報	